

NACCS業務資料 【時間外届出】



輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社

2025年10月更新

時間外届出業務等について

- 時間外届出業務の概要 P3
- 時間外執務要請届の概要 P4
- 時間外執務要請届（OSA） P6
- 時間外執務要請延長届（OSE） P7
- 時間外執務要請届照会（IOS） P9
- 時間外貨物積卸届の概要 P10
- 時間外貨物積卸届（OVS） P11

- 税関官署の開庁時間外に申告・申請や、外国貨物の積卸を行なう場合は、あらかじめ税関官署に届出をしておく必要があります。
これらの税関官署への届出は、NACCSからでも可能です。

	開庁時間外事務の執務の求め (関税法第98条、関税法施行令第87条)	開庁時間外の貨物の積卸し (関税法第19条、関税法施行令第17条)
提出先	税関官署 (通関、保税、監視、別送品担当)	税関官署 (監視担当)
対象	各種申告、申請	船舶、航空機への貨物の積卸
提出者	申告、申請を行なう者	貨物の積卸を行なう者
業務	OSA (時間外執務要請届) OSE (時間外執務要請延長届)	OVS (時間外貨物積卸届)

- OSA、OSE及びOVS業務は、無料業務になります。
しかし時間外執務要請延長届の呼出し業務であるOSE11業務と、照会業務であるIOS業務は有料業務になります。(Aプラン:8円/件、Bプラン:10円/件)
※OVS業務の照会業務はありません。

時間外執務要請届の概要

【届出種別】

届出種別	A：通関 及び E：通関（24時間提出可能）	B：保 税	C：監 視	D：別 送 品 及び F：別 送 品 （24時間提出可能）
	輸入申告	保税運送申告	内国貨物運送申告	別送品輸出申告
	輸入（引取）、蔵出輸入（引取）申告	包括保税運送申告	保税運送申告（仮陸揚貨物）	
	特例委託輸入（引取）申告	積コンテナリスト提出		
	輸入申告（少額関税無税）	卸コンテナリスト提出		
	蔵出、移出、総保出輸入申告			
	蔵入、移入、総保入承認申請			
	展示等申告			
	輸入マニフェスト通関申告			
	海上簡易輸入申告			
	輸出申告			
	特定委託、特定製造貨物輸出申告			
	特定輸出申告			
	積戻し申告			
	展示等積戻し申告			
	輸出マニフェスト通関申告			
	輸出取止め再輸入申告			
	特例輸出貨物の輸出許可取消申請			

※ 届出には、申告・申請後の訂正や、許可・承認後の訂正、運送期間の延長も含まれます。

■ 届出種別が「A」、「B」、「C」又は「D」の場合

- 審査区分が簡易審査扱い（区分1）となった場合には、許可・承認となり、書類審査扱い（区分2）又は検査扱い（区分3）となった場合には、審査・検査が行われます。

■ 届出種別が「E」又は「F」の場合

- 審査区分が簡易審査扱い（区分1）となった場合には、許可・承認となり、書類審査扱い（区分2）又は検査扱い（区分3）となった場合には、審査・検査は税関官署の翌開庁日以降に行われます。

時間外執務要請届の概要

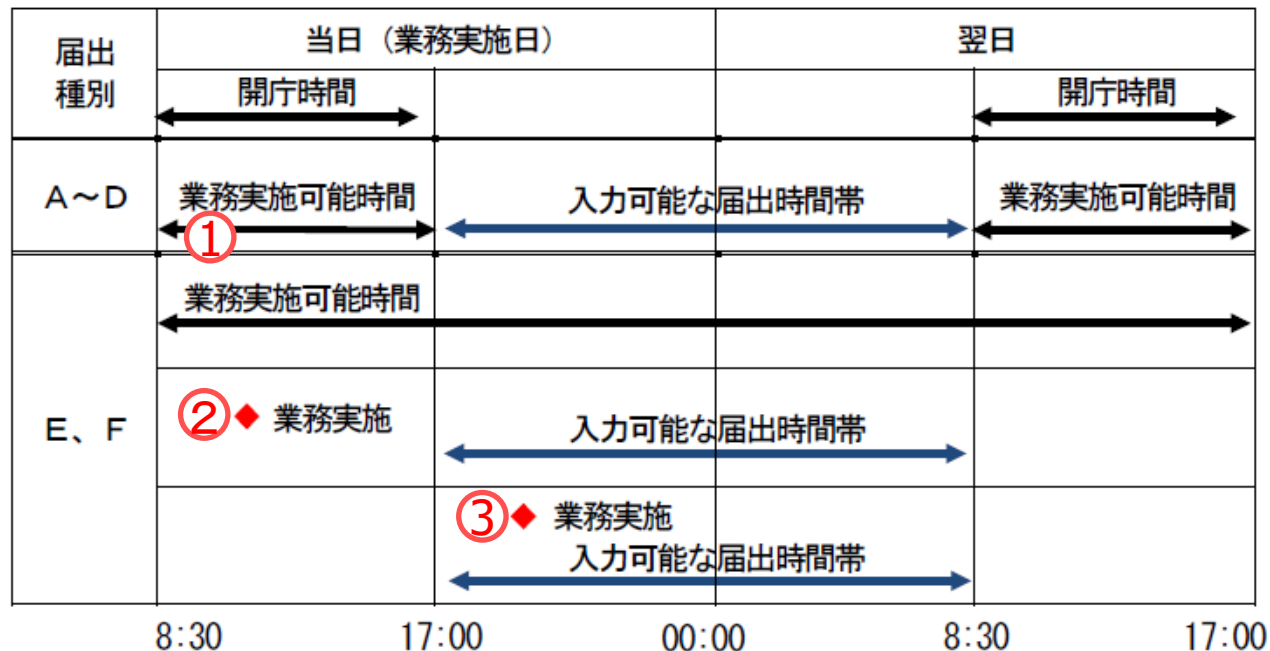
【届出条件】

■ 届出種別が「A」、「B」、「C」又は「D」の場合

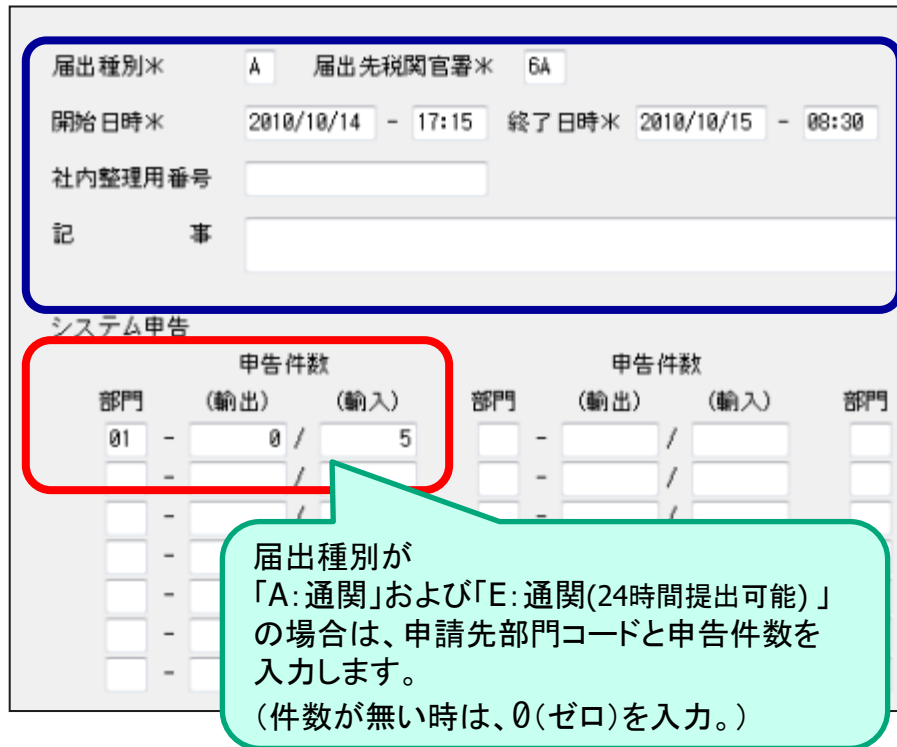
- ① **開庁時間内**に業務を行う必要があります（閉庁後に届出を行うことは出来ません）。
OSA業務は、業務実施**直後の**閉庁日時から翌開庁日時までの時間帯での届出が可能です。

■ 届出種別が「E」又は「F」の場合

- ② **開庁時間内**に業務を行う場合：
OSA業務は、業務実施**直後の**閉庁日時から翌開庁日時までの時間帯での届出が可能です。
- ③ **開庁時間外**に業務を行う場合：
OSA業務は、業務実施**直前の**閉庁日時から翌開庁日時までの時間帯での届出が可能です。



- 「A：通関」および「E：通関(24時間提出可能)」の入力方法



届出種別* A 届出先税関官署* 6A

開始日時* 2010/10/14 - 17:15 終了日時* 2010/10/15 - 08:30

社内整理用番号

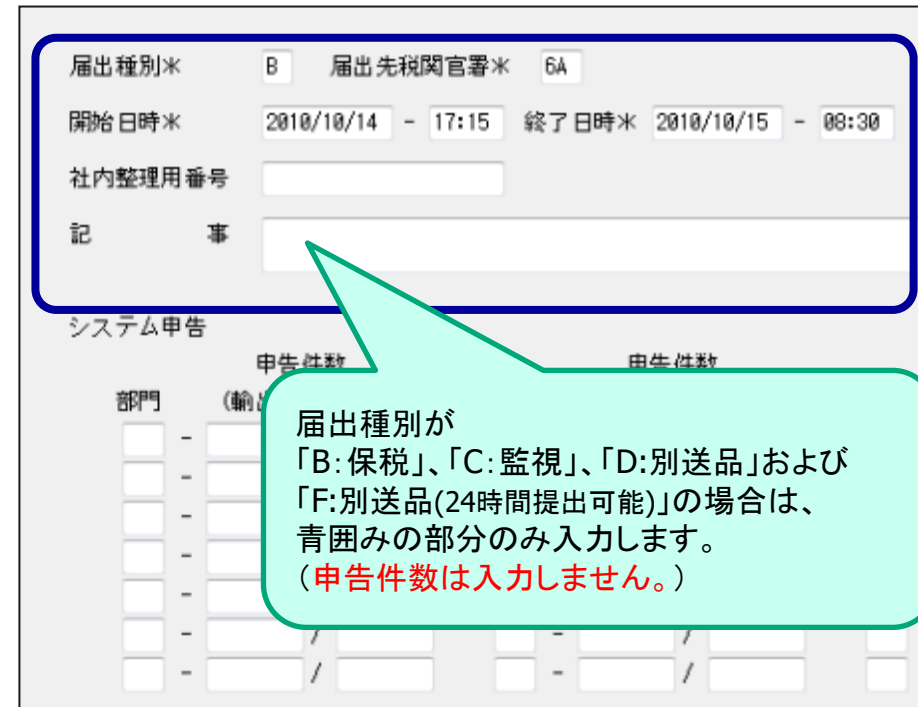
記 事

システム申告

部門	申告件数 (輸出)	申告件数 (輸入)
01	0	5

届出種別が「A：通関」および「E：通関(24時間提出可能)」の場合は、申請先部門コードと申告件数を入力します。
(件数が無い時は、0(ゼロ)を入力。)

- 「B：保税」「C：監視」「D：別送品」および「F：別送品(24時間提出可能)」の入力方法



届出種別* B 届出先税関官署* 6A

開始日時* 2010/10/14 - 17:15 終了日時* 2010/10/15 - 08:30

社内整理用番号

記 事

システム申告

部門	申告件数 (輸出)	申告件数 (輸入)

届出種別が「B：保税」「C：監視」「D：別送品」および「F：別送品(24時間提出可能)」の場合は、青囲みの部分のみ入力します。
(申告件数は入力しません。)

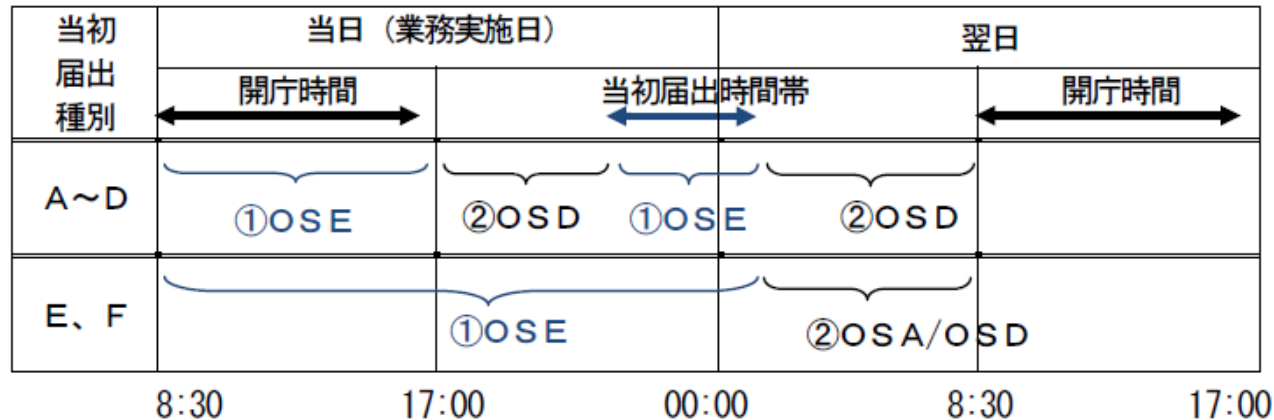
【留意事項】

- 届出種別コード「A」と「E」又は「D」と「F」の組み合わせで、事務の執行を求める日及び時間帯が重複する届出を行う場合には、入力した届出種別コードに対する輸出入申告であることを確認するため、輸出入申告等の際、記事欄に届出種別コードを入力してください。
- OSA業務で入力～送信後に確認書は出力されません。よって確認はIOS業務で行ないます。またOSAの訂正、取消し業務はありません。

時間外執務要請延長届の概要

【届出条件】

- 当初届出種別が「A」、「B」、「C」又は「D」の場合
 - ① 税関の開庁時間内または届出時間帯：「時間外執務要請延長届（OSE）」業務にて行う。
 - ② 税関の開庁時間外または届出時間経過後：税関に依頼し「時間外執務要請届結果登録（OSD）」業務で登録してもらう。
- 当初届出種別が「E」又は「F」の場合
 - ① 届出時間帯前：「時間外執務要請延長届（OSE）」業務にて行う。
 - ② 届出時間経過後：OSA業務にて届出種別「E」または「F」で新規に届出を行う。
または、税関に依頼し「時間外執務要請届結果登録（OSD）」業務で登録してもらう。



時間外執務要請延長届(OSE)

OSE11
(呼出)

時間外執務要請届受理番号*

79007371210

OSE
(登録)

時間外執務要請届受理番号* 79007371210

届出種別 A 届出先税関官署 7A

開始日時 2010/10/14 - 17:15 終了日時 2010/10/15 - 07:30 延長日時* 2010/10/15 - 08:30

社内整理用番号

記 事

延長日時を入力します。

区分

コード

通関 A

保税 B

監視 C

別送品 D

通関(24時間提出可能) E

別送品(24時間提出可能) F

システム申告

申告件数

申告件数

申告件数

部門 (輸出) (輸入) 部門 (輸出) (輸入) 部門 (輸出) (輸入)

01 - 4 / 0 - / - /

「A:通関」および「E:通関(24時間提出可能)」の場合で、申告件数の追加、変更も可能です。

- OSE業務は、当初届出種別により業務実施可能時間帯が異なります。(前項の「時間外執務要請延長届の概要」を参照)

時間外執務要請届照会(IOS)

IOS 照会結果

IOS (登録)

届出種別
届出者
届出番号 69045581460

「届出種別」+「届出者」、又は
「届出番号」のいずれかを入力する

区分	コード
通関	A
保税	B
監視	C
別送品	D
通関(24時間提出可能)	E
別送品(24時間提出可能)	F

- OSA業務で登録した内容を照会するための業務です。
- OSA業務では確認書が出力されないため、この照会業務で内容を確認します。

届出者 1ATB4 時間外執務要請届受理番号 69045581460
届出年月日 2010/10/14
届出種別 A
届出先税関官署 6A
開始日時 2010/10/14 - 17:00
社内整理用番号
記 事

<時間外執務要請届情報詳細照会>

「時間外執務要請届内容照会情報 A」の出力例

*届出番号(時間外執務要請届受理番号)を入力して照会した場合

届出概要

システム申告

申告件数			申告件数			申告件数		
部門	(輸出)	(輸入)	部門	(輸出)	(輸入)	部門	(輸出)	(輸入)
01	0	5						

<時間外執務要請届一覧照会>

「時間外執務要請届内容照会情報 B」の出力例

*届出者及び届出種別をもとに情報を抽出する。

(1回で抽出する要請届情報は最大100件とし、100件を超える場合は照会情報を再送して次の100件を照会する)

届出種別
届出者コード

時間外執務要請届
受理番号

官署

届出年月日

開始日時

終了日時

- OVS業務(海上貨物)では「同一届出者」、「同一届出時間帯」、「同一船舶コード」で二重届出チェックがあります。(既に登録されていないかどうか。)

	これから届出をしようとするもの。		
	船積(LD)	船卸(UD)	積卸(LU)
既に届出済みのもの。			
船積(LD)	×	○	×
船卸(UD)	○	×	×
積卸(LU)	○	○	×

○：届出可能
×：届出不可能

例)届出者:11NAC

届出時間帯:2010/10/15 20:00~2010/10/16 08:00

船舶コード:ABCD(ABC MARU)

この条件で船積(LD)を届出済み。

→品名が異なるものを、再度船積(LD)することは出来ません。

届出者、時間帯が異なれば可能です。

また、届出がされていない船卸(UD)を届け出ることは可能です。

- この対応として、同一事業所内に複数の業種があれば、他の業種でログオンして届出を行なうことはシステムの可能です。ただし届出の可否については、税関に相談願います。

時間外貨物積卸届 (OVS)

※二重届出チェック有り※

船 舶*	9999	-	NACCS MARU
提出先官署			
港*	JPMOJ	バース*	MZ01C
積卸種別*	LD		
開始日時*	2010/10/15 - 02:00		
終了日時*	2010/10/15 - 05:00		
品 名*	COAL		
数 量*	1000.000	-	TNE

OVS
(登録)

確認書
出力

開庁時間外貨物積卸届出確認書

あて先税関 NOJI 届 出 番 号 69045581610 届出年月日 2010/10/14

届 出 者 1ATB4 - TSUKAN-B4
住 所 TOKYO TO MINATO KU

船 名 9999 - NACCS MARU

港 名 JPMOJ - NOJI - FUKUOKA バース MZ01C

貨物の積卸の別 LD - 船積

積卸の時間 自 2010/10/15 - 02:00
至 2010/10/15 - 05:00

貨物の明細

品 名 COAL
数 量 1,000.000 - TNE

■ OVS業務で入力・送信後、『開庁時間外貨物積卸届出確認書』が出力されます。
(出力情報コード: SAB0010)
OVS業務の照会業務は無いため、この確認書で内容を確認します。

■ OVS業務は、開庁時間外でも届出が可能です。

■ OVS業務の訂正、取消し業務はありません。